

結

ゆい

いつまで続くのか？いよいよ死に体になってきた岸田政権。「減税」やバラマキ政策で国民のご機嫌を取ろうとするも、今後の増税を見透かされ「増税メガネ」などと云われ総すかん状態となっていた。そこへ更なる大問題が発生。自民党安倍派による「パー券裏金問題」の発覚である。安倍派を一掃して役員を一新しようにもやり手を探すに苦勞する状態だという（9月内閣改造以後も支持率は下げ続け、12月の「毎日新聞」調査では支持率は16%、不支持率は79%！）。今までの自民党ならば「岸田おろし」が始まったのであろうが、今のところその空気はない。まさに身内の論理によってかろうじて延命される岸田政権。この、ふざけた状態をいつまで続けさせるのか？

いつまで続くのか？イスラエル（ネタニヤフ政権・イスラエル国防軍）によるパレスチナ人民への大虐殺。病院・難民キャンプ・学校・教会など国際法を無視し所構わず攻撃を行っている。10月7日以後だけでも2万人以上のパレスチナ市民が殺されている。ロシアによるウクライナ市民への虐殺には欧米諸国は多くの非難の声をあげた。しかし、イスラエルによるそれ以上の不法行為が行われているにも係わらず、ネタニヤフ政権による「反ユダヤ主義」なるレッテル張りに判断不能に陥っている。政権批判を「反ユダヤ主義」にすり替える言論弾圧を許すな！

（大場一哉）

2023年12月24日 発行：ユニオンと連帯する市民の会

第35号



パレスチナに平和を！日本政府は完全停戦を求めよ！2023.12.17 名古屋市内

「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」国家賠償裁判報告	-----	小野 政美
21世紀の革命	-----	たかだ洋子
ユニオン懇談会 トリチウム汚染水問題	-----	大場 一哉
第49回名古屋越冬活動にご支援ご協力を	-----	名古屋越冬実行委員会
「国際人権から見た関西生コン弾圧」講演集会	-----	元座 毅
「韓国ワイパー闘争勝利報告集会」を開催	-----	鶴丸周一郎
搾取はどう語られてきたか（4）	-----	木村 直樹
告知欄	-----	
編集後記	-----	

2023.11.29「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」国家賠償裁判名古屋地裁 第10回口頭弁論報告

小野政美

今この時間にも、パレスティナ・ガザでの空爆・地上攻撃が続き、多くの人々、子どもたちが殺され続けていることに強く怒ります。

1. 2021年3月、名古屋出入国在留管理局の施設で収容中のスリランカ人女性、ウイシュマ・サンダマリさん（33）が体調不良を訴えて亡くなり、遺族は「体調が悪化しても入管が必要な医療を提供しなかった」などとして、遺族が国を相手に約1億5000万円の損害賠償を求めて提訴した国家賠償裁判の第10回口頭弁論が2023年11月29日、名古屋地裁で開かれました。裁判では、国側は、訴えを退けるよう求めています。今回の傍聴者は、55名とこれまでより少なく、満席にできませんでした。

この裁判では、収容中のウイシュマさんの体調悪化が深刻化するなか、入管側が適切に対応したかが争点となっています。これまでの裁判で、収容中のウイシュマさんの様子が写った映像の一部が証拠として提出され、2023年6月、裁判所の開示命令に従い、国側はこれまでに全映像295時間分のうち5時間分を提出し、名古屋地裁で初めて上映されました。遺族弁護団は映像を公開しています。

2. 名古屋入管施設収容中のウイシュマさんの様子が写った映像の一部が証拠として提出され遺族の弁護団によって公開されたことについて、国側は11月29日の準備書面で、弁護側が5時間分の映像の大半をインターネット上で公開していると指摘し、国は「証拠として提出した映像を訴訟外に流出させ、広く一般に公開した遺族側の行為は到底看過できるものではない」などと主張し、残りの映像は提出しない考えを示しました。原告が開示を

求めている残り290時間分のビデオ映像については、国側があらためて「任意に提供（開示）はしない」との考えを今回、回答書で示、その理由として「証拠調べの必要性がある部分の特定を未だ十分に行っていない」ことをはじめ、既に提出された5時間分のビデオ映像を原告がマスコミに提供し、YouTubeでも公開していることを挙げ、それによって「保安上の支障が生じる」ほか、ウイシュマさん本人の「名誉・尊厳」を保護できないのだと主張しました。

3. 裁判では、収容中のウイシュマさんの体調悪化が深刻化するなか、入管側が適切に対応したかが争点となり、この場面の評価が遺族側と国側とで対立しており、国側は、「呼吸困難な状況で言葉を発するとは考えがたい」と指摘する医師の意見書を提出し、体調の悪化とは関係がないとの見方を示しています。

前回9月27日の第9回口頭弁論では、被告・国側は、原告側の「私、死ぬ」「息、難しい」と訴えるウイシュマさんに入管側が適切な医療行為を施さなかったとの原告・遺族側の主張に対して、国の意見書で、医師（久留米大学医学部内分泌代謝内科部門の野村政壽教授と名古屋掖済会病院精神科の市田勝医師）は、直前の診察で異常がなかったことなどを根拠に、これらの発言は「看守の注目を集めるため」だったとし、ウイシュマさんが深刻な状況ではなかったとの見方を示し、ウイシュマさんの体調が急激に悪化していった2021年1月28日以降の庁内内科医を含めた名古屋入管職員による医療対応が「不合理ではなかった」と主張をしていました。

原告側は「私、死ぬ」「息、難しい」と訴え

るウイシュマさんに対し、入管側が適切な医療行為を施さなかったと主張していましたが、国の意見書で医師は、直前の診察で異常がなかったことなどを根拠にこれらの発言は「看守の注目を集めるため」だったとし、ウイシュマさんが深刻な状況ではなかったとの見方を示していました。これに対し、ウイシュマさんの妹のワヨミさん（31）は意見陳述で「姉は大げさに苦しんでみせたということなのか。こんなことを医者というなんて本当にありえるのか。なぜこんなひどい言われ方をしなければならないのか」と述べ、遺族側弁護団の指宿昭一弁護士は、記者会見で、「詐病で人は死なない。どんなに理屈をねじまげてでも入管の責任を否定したいという思いがこの意見書にもにじんでいる」と批判しています。

遺族側は、今回、名古屋入管居室内の監視カメラ映像に関し「証拠調べの必要性がある部分の特定が不十分」との準備書面を提出し、開示された5時間分以外の950時間分の映像の全面開示を求めました。

4. 第10回口頭弁論で、被告・国側の主張に対し、遺族側は、過去2回の弁論に合わせて原告側の意見書で見解を示していた2人の医師（東京勤労者医療会あびこ診療所所長の今川篤子医師と同東葛病院臨床検査科科長の下正宗医師）による入管側の医療体制に不備があったと指摘する提出しました。国側の意見書にはウイシュマさんが死に至るまでに「一般的な医師であれば採らないような対応や判断があるかどうか」という観点からの考察や検証がなされていないなどと批判し、ウイシュマさんの死因は「脱水・栄養・代謝障害」が推測されるとあらためて指摘しています。ウイシュマさんが亡くなる約10日前の監視カメラには、「息、難しい」などと訴える様子が映っていました。

国側の野村教授による意見書では、ウイシュマさんは2月15日以降、3月に亡くなる直前

まで会話ができており、意識障害を伴う重篤な「ケトアシドーシス」の状態になっていたとは考え難いとしています。その上で、血液検査をしなかった庁内内科医の対応は「不適切であったとはいえない」と被告・国側を擁護しています。

ウイシュマさんの死因や医療対応の是非に関わる形で、原告側はこのほか収容の違法性について補充する第11準備書面、収容中のウイシュマさんへの医療対応が全体に不合理ではないとする国側主張に反論する第12準備書面も提出し、遺族側の医師は「詐病の可能性はない。呼吸困難でもうめき声をあげることはあり得る」と反論し、入管側が適切な医療を怠ったと主張しました。

第12準備書面では、ウイシュマさんの体調悪化と収容所内で摂った食事量や水分量について検証。看守記録日誌から追える2021年2月6日から15日までの摂食量を多めに見積もって1日平均448キロカロリー、摂水量を同1.074リットルと計算しました。厚労省の統計では、一般的な30～49歳の成人女性のうち、身体活動レベルが低い場合の推定エネルギー必要量は一日1750キロカロリー、必要水分量は同2.3～2.5リットルとされていますが、ウイシュマさんの摂食カロリー量はその4分の1程度、摂水量は半分以下で、生命を維持する量には到底及んでいない。にもかかわらず、入管側は必要な手当てや客観的なデータの把握を怠ったと原告側は主張しています。

2021年2月15日、ウイシュマさんは入管収容中に2回目となる尿検査を受けたところ「ケトン体3+」などの異常を示す結果が出ました。ケトン体は生体維持に必要なグルコース（ブドウ糖）が不足した際に体内で生成される物質。生成の主な原因は糖尿病の症状か「飢餓状態」であるかです。そのケトン体の高い状態を総称的に「ケトosis」と呼び、その状態がさらに進行すると血液が酸性に傾く「ケトアシドーシス」になります。原告側

の今川医師の意見書によれば、「ケトアシドーシス」は意識障害や嘔吐、腹痛などの症状を引き起こし、重篤化するとショック状態となります。糖尿病の症状がなかったウイシュマさんは最終的に「飢餓性ケトアシドーシス」の状態であったとみられ、2月15日の尿検査の時点で詳しい血液検査をして対処しなければならなかったと主張しています。

5. これら原告・被告の主張を踏まえて、今回の法廷で、名古屋地裁・佐野信裁判長は、法廷で、ウイシュマさんの体調悪化の時期や、入管側の医師の過失の有無などを暫定的な争点とすると指摘し、開示・提出されていない290時間分の監視カメラ映像の国への提出命令についても「争点整理も含めて並行して判断していく」と述べました。

6. 法廷では、妹のワヨミさんとポールニマさんが辛い表情で意見陳述しました。

妹のワヨミさんは、「私たちが約5時間分のビデオを公開した主な理由は、姉が救いを求めながら命を奪われた姿を多くの方々に見ていただき、二度と同じ過ちを日本社会に繰り返してほしくないと強く願っていたからでした」、「何がウイシュマの名誉と尊厳なのかを判断できるのはウイシュマの命を一番残酷な方法で奪った組織ではなく、私たちウイシュマの家族です。私たちは、姉の名誉と尊厳を語る許可を、決して入管には与えません」と述べました。

また、妹のポールニマさんは、「姉の『名誉・尊厳』を踏みにじった国・入管に、姉の『名誉・尊厳』を保護するなどと言う資格はありません」、「裁判で真実を明らかにするために国が290時間のビデオを提出することは絶対に必要です。そこに入管にとって知られたくない真実が映っていたとしても、入管が提出を拒否することは許されません」、「すでに公開された5時間分の映像では足りません。何があったか分からないかぎり裁判も進まないと思います」と訴えました。

7. 次回、第11回口頭弁論は、名古屋地裁で、2024年2月21日午後2時半からです（傍聴券抽選は13時40分予定）。

2. 在留資格を求める署名

11月20日に、未成年仮放免者とその家族に在留資格を求める署名を、オンライン：39224筆、紙：1463筆、合計：40687筆で入管庁に提出しました。署名と拡散のご協力ありがとうございました。

第二次提出は年内です。引き続き署名の拡散をお願いします。またChange.orgの署名ページに掲載する、署名の賛同コメントを募集中です。500字程度、顔写真付きで、コメントをお寄せください。どなたでも大歓迎です！ご協力いただける方は、入管闘争市民連合 (bondnanmin2008@gmail.com) までご連絡をお願いいたします。

【Change.org】ネット署名のページは以下です。

<https://www.change.org>

「日本に生まれ育った未成年の仮放免者とその家族に在留特別許可を」

6. 最後に、以下二つのカンパをぜひよろしくをお願いいたします。。

①ウイシュマさん事件国家賠償請求弁護団カンパ (Call4) <https://www.call4.jp/index.php>
カンパは、国家賠償請求訴訟に使います。

②名古屋入管死亡事件弁護団カンパ
<https://wishmalawyers.wordpress.com/>カンパのお願い/

事件の真相究明のために結成された弁護団です。カンパは、遺族の日本滞在費用、刑事告訴、国家賠償請求訴訟等に使います。

◆遺族の日本滞在費用、名古屋地裁法廷参加のための交通費が厳しい状況です。ぜひカンパをお願いします。

21世紀の革命

たかだ洋子



テレビを見ていたら、北海道に民間ロケットの打ち上げ空港を開設する会社を取材していた。「今度の夏休みは、ヨーロッパに行こうか、それとも宇宙に行こうか」と、家族で楽しめるように割安の料金で設定したいと。取材では、日本はこの分野でも世界から大きく遅れをとり、みすみすビジネスチャンスを逃すことになりそうだと、語っていたが、そんなことよりも、少し落ち着いて考え直してみると、環境問題と折り合いはついているのだろうか。旅客機ですら問題になっているのに。日本のビジネスマンがロケットでニューヨークに日帰りする「夢」を聞くと、気候危機に無頓着の資本主義的現実を生きる人たちの夢は、本当に「夢」なのか？ 彼らがロケットビジネスでしばらく利益を得たとしても、いずれ遠くない時期に、洪水や熱波や今まで経験したことのない災害が彼らを襲うだろう。ロケットの発射台も津波に洗われるかもしれないし・・・と、ある男性に話したら、彼は、私の意見に異議を唱え次のように述べた。「これからは宇宙に行くのだ。地球はもう限界だから宇宙に活路を求めているのだ。だから、競争している。」なるほど、人々はやはり、そう考えているのか。これを読んでいるあなたもそう思いますか？でも、本当にそうだろうか。人類が繁栄してきたのは、人類の生存に適した地球環境があったからに過ぎない。この与えられた環境がなくなれば、人類はこの地球上に棲息できなくなる。人類の棲息できる環境は、宇宙にはない。私は悲観的だが、彼らは、あくまでも楽観的だ。どうしてそこまで楽観できるのだろうか。原発を楽観視する人も「科学」が

いずれ放射能の問題も解決すると言っている。

週刊金曜日という雑誌の廣瀬純氏による連載「自由と創造のためのレッスン」（2023年8月25日）が次のような議論を紹介していた。

商品交換と無産国家 ーなぜ国家権力掌握では社会変革できないかー

20世紀は革命の世紀だった。「革命の世紀」は我々に問題を突きつけた。国家権力を掌握しても社会構造を変革することはできなかったのは、なぜか？

資本主義以前の社会では、生産者たちは「共同社会」の成員として存在し、この「共同社会」が生産条件所有者だったから、生産者たちは共同社会を通して生産条件を共同所有している。前資本主義社会では「国家」もまた、生産条件を所有する生産者として「生産関係に埋め込まれている」

しかし、資本主義社会は、労働の配分も生産物の分配も商品交換の形態で行われるようになることで資本主義社会は始まる。「共同社会」が「商品交換のネットワーク」にとって代われ、後者の全面化によって前者は解体される。労働者に労働を強いるのは資本家ではない。商品交換以外には生活に必要な財やサービスを手に入れる手段がないという環境によってこそ、労働者は自分の労働力を売

ることを余儀なくされる。さらに、重要なのは、労働力をできるだけ安く買い、生産物をできるだけ高く売るという資本家の営みも、商品交換の論理に支配されたものに他ならない。

つまり「商品たちの共同社会」が、私的個人に分裂した人間（労働者と資本家）を支配する。このような社会「すべてのものの所

有が私的になされる商品交換社会」では、**政治的「共同体」としての国家**に生産条件の所有が許される余地はない。国家は「**無産国家**」の形態で出現する。だから社会主義を標榜した国々での「生産手段の国有化」は失敗に終わったのだ。「**国家は無所有なのだ。人間の共同社会が消散し、生産条件の共同所有が失われているからだ。**」

選挙によるか革命によるかにかかわらず、国家権力の獲得では、社会構造全体はおろか、国家自身の形態も、搾取やそれにとまなう支配の形態も変革できない。だからこそ、21世紀の革命は「アソシエートした生産関係によって商品交換を廃止することから始めなければならず、また、すでにそのように始まっている。（隅田聡一郎『国家に抗するマルクス「政治の他律性」について』&ジョン・ホロウェイ『権力を取らずに世界を変える』—今、革命の意味するもの）から

なんと私は、この議論に共感している。「21世紀の革命は、アソシエートした生産関係によって商品交換を廃止することから始めなければならず、また、すでにそのように始まっている。」

私たちは、消費者として期待されている。働いて得た賃金で私たちは商品を買って生活する。だけど、「それが生活」になってしまっていないだろうか。お金さえあれば、なんでも買える。だからお金が欲しい。でもここでちょっと考えてみよう。あなたが資本家であっても、労働者であっても、お金を稼いで商品を買って生活することが「生活」なのか？それが「生活の意味」なのだろうか？人が生活するとは、商品を買うことなのか？労働の喜びはどこにあるのか？

マルクスが資本主義を研究した時代から170年。資本の運動は止まるところを知らない。

「あなたの体はあなたが食べたもので出来上がっている」と聞いたことがあるでしょう？

小麦、大豆、菜種、綿花は、かなり大部分が遺伝子組み換えの種に置き換わっている。

「遺伝子組み換えではない」という表示に頼ってなんとか選んでいるつもりだが、どうだろう。次には稲。カドミウムを吸収しないゲノム編集が実用化されるらしい。ゲノム編集は表示義務がないのでいつの間にか置き換わって知らないうちに従来とは違うものを食べていることになるだろう。これらは資本が自らの強欲のために突き進む資本蓄積の運動で、モンサントはバイエルに吸収され、今後これらの遺伝子技術のために新しい病気を引き起こしてもそのための治療薬でさらに儲けるといふ仕組みらしい。資本が与えるものを買って食べるだけの人生なら、ほぼ「家畜」状態ではないか？そこで、皆さんに聞きたいのだ。ユニオンは賃金の引き上げばかりに目を向けていていいのか？生活できる賃金を獲得することは確かに何よりも重要だけど、でも、それでは「消費者として期待されている」その期待に応じているに過ぎないではないか。

「21世紀の革命は、アソシエートした生産関係によって商品交換を廃止することから始めなければならず、また、すでにそのように始まっている。」だから、21世紀のアクティビストは、デモをする集会をする団交をするという従来のスタイルによって評価されるだけではなく、「消費者として期待された生き方」ではない「お金を得て商品を買う消費者としての行動を素直にいたすのではない生き方の探究がそこにあるか」と問うことにあると思える。

巨大なグローバルビジネスに対抗する道は気が遠くなるほど険しい。だから私たち一人一人が、流れに逆らい、自分の生活のあり方を変えていく。その実践だけが変革への道につながる。

ユニオン懇談会 福島原発のトリチウム汚染水 問題点と対策について

— 「汚染水問題」コスト優先の海洋放出 —

10月26日、市民活動推進センターで河田昌東さん（分子生物学者）を講師に向かえ、原発汚染水海洋放出の持つ問題点、今後の環境に対する影響はどのような事が考えられるのか。また、トリチウムとはどのような物質であるのかを学ぶため、ユニオン懇談会を開催しました。

政府は「トリチウム水」は普通の水と性質が同じなので処理できないとして、大量の海洋放出を「しかたがないもの」「外国の原発でも大量に放出されている」などと開き直っている。

しかし、実はトリチウムは取り出して濃縮する事が出来るし、実際にその技術も存在しているという事などが紹介されました。

やはり、この汚染水海洋放出は多くの人が知らなければならない重要な問題なのだと判りました。（翌1月18日第103回ユニオン学校で学習します。別掲参照・大場）

記録録画URL：<https://youtu.be/RP0Lj3lhO-0>

国際原子力機関(IAEA)のお墨付きが出た、として東電と国は福島県漁連との約束を一方向的に破り、汚染水の海洋放出を決めた。マスコミもIAEAの認可を根拠に国際的な安全基準に合格した、とキャンペーンを張っている。だがIAEAは報告書の中で「海洋放出を決めたのは日本政府で、その結果何が起こっても我々は一切責任を負わない」と明言している。責任のなすりあいの結果、被害を受けるのは福島の漁業者だけでない。地球環境と未来世代の人々である。

切羽詰まった汚染水貯蔵

事故から12年たち貯蔵中の汚染水は130万トン1061基のタンクはすでに満杯で設置場所がなくなる、というのが海洋放出の根拠である。こうなる事は当初から分かっていた。何故ならメルトダウンした原子炉には今も地下水が流れ込み、壊れた屋根からは雨水も入っている。このままいけば際限なくタンクは増える。だが海洋放出の真の原因は別にある。貯蔵タンクの維持費である。膨大な放射能を含むタンクの維持費は現在、年間1000～1500億円という（日本経済研究所）。こうした状況を見越し、国際廃炉研究開発機構の汚染水技術調査チームは2013年に汚染水処理について国際的な技術提案を募集した。世界中から182件の処理技術に関する案件の応募があった。これを経産省傘下の「トリチウム水タスクフォース」チームが検討した。その報告書

（平成28年6月）のコスト計算によれば、汚染水の地層注入（～3976億円）、海洋放出（～34億円）、水蒸気放出（～349億円）、水素放出（～1000億円）、地下埋設（～2533億円）等となっている。即ち海洋放出が最も安上がりで、タンク保管よりはるかに安い。実際には汚染水を500倍に薄めて40年間放出を続けなければならないので45億円では到底済まない。

上記以外にも様々な処理技術が提案されたがタスクフォース・チームは何れも実用性に欠ける、として全てを無視し切り捨てた。

現実的な汚染水処理

トリチウム水は通常の水と化学的性質は同じなのでALPSのような設備では処理できないが、物理的性質(質量、沸点、融点など)の違いを利用すれば処理(濃縮)可能である。実

例がある。カナダの原発（CANDU炉）は燃料に天然ウランを使い、冷却水に重水

（DOH）を使っている。重水素（D）はトリチウム（T）よりも小さく水素に近い。自然水には重水（DOH）が0.015%含まれるが、それを99.97%まで濃縮して数百トンの重水を作り原発の冷却水に使っている。重水と軽水の沸点と電気分解速度の違いを利用している。

世界中から提案のあったトリチウム汚染水処理技術の幾つかを紹介する。(1) GE日立核エネルギー・カナダ(株)は沸点の違いを利用した汚染水処理装置を開発した。福島汚染水を一日500トン処理できる。この技術を使えば現在の汚染水を7年で1000分の1に濃縮できる。(2) 米国のニュークリア・ソリューション(株)はトリチウム水（融点4.5℃）と通常の水（0℃）の違いを利用した簡単な設備

を提案した。0℃に冷やした漏斗に汚染水を流せばトリチウム水だけが凍る。(3) 近畿大学と東洋アルミ(株)はアルミニウムを使った特殊なフィルターを開発し、汚染水の蒸気を通せば軽水は素通りし、トリチウム水はほぼ100%保持できる装置を開発した。(4) 京都大学の研究者は酸化マンガンの特殊な結晶をトリチウム水に入れると水がイオン化し、30分でトリチウムイオンだけが吸着する装置を開発した。一日千トンの処理も可能という。極少量に濃縮したトリチウム水は長期保管が容易である。その他、様々な汚染水処理技術が提案されており、実用化すれば3～5年で130万トンの処理は可能で、一日も早く実用化すべきである。費用は数百億円程度である。(2023年8月19日 河田昌東)

転載出典（「ポレーシェ」No196）

第103回 ユニオン学校

「トリチウム汚染水海洋放出は何が問題か」

お話 **河田昌東** さん

（分子生物学者、チェルノブイリ救援・中部理事）

日時：2024年1月18日(木) 18時30分～

場所：市民活動推進センター集会室

（名古屋市中区栄三丁目18番1号
ナディアパークデザインセンタービル6階）

講師紹介：河田昌東（かわたまさはる）さん

1940年秋田県生まれ。2004年名古屋大学理学部定年退職。専門は分子生物学、環境科学。NPO法人チェルノブイリ救援・中部理事、遺伝子組換え食品を考える中部の会代表ほか。

主催：ユニオンと連帯する市民の会

連絡先：080-3543-9205(松本) 090-9936-8202(木村)

仲間の命は仲間が守る！一人の死者もださない！！生きる闘い

第49回名古屋越冬活動にご支援ご協力を

名古屋越冬実行委員会（小野政美）

越冬活動など、毎年お世話になり有難うございます。今年の越冬活動もよろしくお願いいたします。

◆2023-2024 第49回名古屋越冬活動案内チラシは以下です。

<https://drive.google.com/file/d/1hU3NGd11XyWwY-4oLDxILYHnMt-Tf1TR/view?usp=sharing>

<仲間の命は仲間が守る！一人の死者もださない！！生きる闘い 第49回名古屋越冬活動のご案内>

越冬期間：2023年12月28日（木）～2024年1月4日（木）朝まで

越冬会場：名古屋市中区三の丸2丁目7 大津橋小園内 外堀通り（テニスコート西側） <http://yahoo.jp/bfN-U8>

路上駐車厳禁！物資置き場、テント、炊事場所等を設営し、各活動の集合場所になります。車の乗り入れは支援物資搬入の場合のみで、他は原則禁止です。近隣の駐車場をご利用下さい。公共交通機関をご利用下さい。（地下鉄名城線「名古屋城駅」（旧市役所駅）から徒歩10分）

《越冬期間中はコロナ対策は万全に活動しましょう！！》

◇行政との交渉 各越冬実行委員会の要求書に基づいて、2時間交渉します。

名古屋市 12月19日（火）13時半～15時半（13時集合 市役所西庁舎1階）

人数制限（25名）があり、先着順とさせていただきます。

愛知県・愛知労働局12月20日（水）13時半～15時半（13時集合愛知県自治センター1階ロビー）

◇名古屋越冬活動・拠点設営 12月28日（木）朝10時～

◇協働炊事（昼食） 12月29日（金）～1月3日（水）9時半～（エプロン持参）

現地での昼食調理、野菜刻みや配食を行いません。

◇炊き出し（夕食） 12月28日（木）～1月3日（水）

福信館で越冬期間中の夕食づくりをして、拠点への運搬、19時から配食、後片付けをします。

◇生活健康相談 12月28日（木）～1月3日（水）※元旦は除く（時間は未定）

生活や健康についての相談を受け、診察、処置や血圧測定や必要な手続きなどを行います。

◇弁護士による法律相談 12月29日、30日 午前10時～14時頃

◇散髪 12月29日、31日、1月3日 準備は午前9時30分～ 10時半～13時半までカット・まる刈りなどします。

◇夜回り 12月31日 大津橋小園内越冬会場20時半集合 21時出発 栄中心を巡回します。

◇「ノリパン」演舞 1月2日（火）18時ごろ～ 韓国伝統農楽グループ「ノリパン」のサムルノリをお楽しみに！

◇情宣・カンパ 12月30日（土）13時ごろ出発

◇物資運搬 *9:30～15:30ボランティア募集！（1時間でもOK）

毛布、衣類、食料等の収集・搬入を行います。

◇衣類配布 *9:30～15:30ボランティア募集！（1時間でもOK）

送られてきた衣類などの整理、配布をします。

◇撤収作業 1月4日（木）朝9時～

<越冬活動のスケジュール>

① 12月9日(土) 10:00~12:00

越冬前段集会(イーブル名古屋〈女性会館〉3階) 定員:40名

住所:名古屋市中区大井町7-25 休憩時間におにぎりを配ります。

2023.12.9(土) 10:00 越冬前段集会(イーブルなごや) チラシは以下です。

<https://drive.google.com/file/d/liBql5DSz36jyi01ztcrtL1wtTL-vdHV/view?usp=sharing>

② 12月19日(火) 13:30~15:30 名古屋市との交渉

(13時集合 人数制限があり、先着順になります。)

③ 12月20日(水) 13:30~15:30 愛知県・愛知労働局との交渉

(愛知県自治センター1階ロビー13時集合)

④ 12月28日(木) 10:00~ 拠点設営

⑤ 12月28日(木) 18:00~ 越冬突入集会

⑥ 1月4日(木) 9:00~ 拠点撤収

⑦ 1月11日(木) 18:00~ 越冬総括集会(若宮高架下ゲートボール場)

@物資、活動資金のカンパをお願いします!

物価高騰の折りですから、皆さんまずは自らの生活を優先してください。

その上で、越冬活動への物資・活動資金のカンパをお願いします。

毛布(不足しています)、男性用冬物衣類・防寒具(新品またはそれに近い物)、男性用肌着・靴下

(新品限定)、使いきりカイロ食料品(米、みそ、醤油、砂糖、野菜、乾物等) ※賞味期限内の物

【期間】2023年12月28日(木) 14:00~2024年1月2日(火) 午前

【受付時間】9:00~17:00(受付係が対応します)

【届け先】〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目7

大津橋小園内(テニスコート西側) 名古屋越冬実行委員会宛て

◆※郵送、宅配も期間内到着なら可能ですが公園なので必ず期間限定でお願いします。

◆物資受け入れ・期間限定 12月28日(木) 14:00~2024年1月2日(火) 午前

【電話】070-1677-0666(12/28~1/3のみ)

※布団、敷布団、残材、スーツ、女性や子供服、夏物の服は受け入れることができません。

★活動資金カンパ送金先★

郵便振替口座 00840-9-11541 名古屋越冬実行委員会

他行、コンビニなどからは

ゆうちょ銀行 店名:二一八 店番218 普4097550 名古屋越冬実行委員会

◆第49回名古屋越冬実行委員会<構成団体>

ささしま共生会、ささしまサポートセンター、名古屋炊出しの会、野宿者の健康を支える会、野宿労働

者の人権を守る会、野宿者を支援する会、福信館炊出しの会、笹島日雇労働組合、就労実、野の花、い

こいの家、名古屋夜回りの会、日本基督教団愛知西地区教会婦人連合会、日本福音ルーテル教会尾張岐

阜地区宣教委員会、名古屋カトリック正義と平和協議会、日本基督教団中部教区愛知西地区社会部、日

本聖公会中部教区愛岐伝道区、在日大韓基督教会名古屋教会、

◆問合せ先 名古屋越冬実行委員会 名古屋市中村区上米野町3-3-1(いこいの家気付)

12月3日名古屋「国際人権から見た関西生コン弾圧」講演集會に70名

愛知連帯ユニオン 元座 毅



名古屋市の東別院会館で「関生弾圧を許さない東海の会」が主催したこの集會では、エセックス大学人権センターフェローの藤田早苗さんの講演が行われました。藤田さんは特定秘密保護法案（2013年）、共謀罪法案（2017年）を英訳して国連に通報し、その危険性を周知、2016年の国連特別報告者（表現の自由）日本調査の実現に尽力した方。本年7月28日に国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会の専門家2名が連帯ユニオン関生支部事務所を訪問し、「国連ビジネスと人権の作業部会ミッション終了ステートメント」中で関生弾圧を念頭に「労働組合員の逮捕や訴追の事例などについて、懸念を抱いています」と指摘されたことの意義などを解説しました。

今回の集會はこれまで関西生コン弾圧をテーマにした集會には参加したことのない多く、また、テレビ局の取材も入り、運動の広がりを感じさせるものでした。

集會冒頭、主催者として石田共同代表が、「これまで弁護士や労働法学者、この問題を取材しているジャーナリストをお招きして集會をもってきたが今回は少し離れたところから講師をお迎えした。裁判だけでは限界があ

り、これをどう超えていけるのか、一緒に考えていきたい」と集會の趣旨を説明しました。

続いて、関生ビラまき弾圧事件の当該組合員が発言に立ちました。組合員は、「コンプライアンス違反を指摘するビラを撒いたことが恐喝だとされ、組合つぶしのために2019年2月に被告となっている4名が警察に不当逮捕された。テレビドラマで裁判官が両方の意見を聞くシーンがあるが、実際の裁判では検察側証人10数名が延々と証言し、弁護側は労働法学者の証人が却下されて数名しか採用されず、労働法を知らない裁判官が憲法を無視して刑法だけで判断しようとしている。これは労働者・市民の武器を奪うものだ」と発言しました。

ビラまき弾圧当該でもある関生支部の西山執行委員は日頃の支援に謝意を表明、「現在、地裁ではビラまき弾圧など2件が残っている。証拠はビラを撒いている映像だけで、撮影したのは元大阪府警警察官。組合を離れていくメンバーもいたが、役員でもない組合員が最後までこの弾圧に頑張りぬいたことは大きな成果。警察は組合員の家族を訪問して黙秘を止めるように言ってくれと頼むなど無法な弾圧だった。検察調べでは組合を辞めたら刑を軽くする、不起訴にする等と言った。組合脱退を強要する取り調べの証拠も残っている。裁判だけをやっていても前には進まない。現場を潰させてはならない。政治の影響も大きい。民主党政権時代の139日間のストへの弾圧と安倍政権の2017年12月ストの弾圧を全然違う。裁判所も追随し、「法律は同じでも時代状況によって解釈は変わる」と判決している。現在、労働委員会の行政命令を履行させる取り組みをしているが、使用者側弁護士が労働委員会に勝利命令の損

害賠償を請求することまで起きている。ゼロから、何年かかるか解らないが、産別労働組合運動を再建していく。未組織の労働者が労働組合に悪いイメージを持っていることも変えていかなければならないと思う」と発言しました。

藤田さんは冒頭、「今、イギリスはストライキブーム、教員・鉄道労働者・弁護士・医療労働者までストライキを行っている。人々はもちろん迷惑も被るが、彼らの権利だから、と理解を示す。日本ではストライキ権は死語になっている。帰国後、沖縄を出発点に講演会を行っている。沖縄戦で多くの犠牲者を出したチビチリガマと犠牲者を出さなかったシムクガマがある。シムクガマではハイチ移民だった人が国際法規の交戦規程に一般市民の殺害を行ってはならないとあることを知っていて集団自決を思いとどまらせた。国際人権が使えることを理解してもらいたい。シングルイシューについて頑張っている人もいるが、全体が繋がっていて根底が一緒だと言いたい。木をみて森を見ないではいけない。」と講演の趣旨を説明されました。

続けて、藤田さんは国際人権に関する概要を説明しました。日本では人権は「思いやり」のように言われるが、国際人権基準では、人権は人間らしく生きるのに不可欠なもので、政府は尊重・保護・充足の義務を負うと考えられている、闘争的な側面があることも認められているとしました。国連には人権条約機関と人権理事会とがあり、人権条約には社会権規約と自由権規約があり、日本も9つのうち8つを批准しており、締約国は条約機関から実施状況の審査を受け、審査では政府からの報告と共に市民団体からの報告も参考に、条約機関には個人通報制度もあり、多くの国がこれを利用できるようにしているが選択議定書に調印していない日本は個人通報制度が利用できず、最高裁の「次」を争う

ことができない、人権理事会にはボランティアの専門家からなる作業部会や独立報告者が権威あるものとして認知されていると説明されました。

日本政府は憲法98で条約順守義務を規定しているが、様々な機関・報告者から勧告を受けながら、不誠実な対応を続け、国連人権機関の「クリティカル・フレンド」としての役割を理解してこなかった等、解説しました。

今回の「ビジネスと人権」作業部会の関生支部訪問は、日本政府も「ビジネスと人権」原則の受け入れを対外的に表明する中で迅速に進んだ経緯があり、様々な努力が実を結んで実現したと思われると解説しました。

質疑応答に入り、多くの質問が出され、熊沢誠共同代表からは「産業民主主義は制度ではなく権利を行使する行動であって、その行動が免責されることで保障されているが、日本ではピケが認められず免責がなされていない」との発言がありました。

最後に司会の植木事務局次長から集会后17:30からの「ガザ緊急アクション名古屋」が呼びかける「STOP イスラエルのジェノサイド」デモが紹介され、集会を準備した多くの仲間がこのデモに参加しました。



名古屋で「韓国ワイパー闘争勝利報告集会」を開催！

名古屋ふれあいユニオン 鶴丸周一郎



今年8月に勝利解決した韓国ワイパー分会（民主労総・金属労組）の闘争。ここ愛知にも3回にわたり当該組合員らの遠征闘争団が訪れ、デンソーやトヨタ自動車に対して抗議・要請行動を繰り返しました。

解決までに東海地域で多くの仲間が関わったということで、10月22日、名古屋で韓国ワイパー闘争勝利報告集会が開かれ、韓国からは分会メンバーと映画監督の計10人、日本側からはユニオンや市民の会などの東海地域メンバーをはじめ東京の仲間も合わせて約40人が参加しました。

ファン・ウンスク副分会長が心のこもった感謝の手紙を読み上げ、チェ・ユンミ分会長からは闘いの意義と今後の展望が語られました。また、労働政策研究・研修機構の呉学殊さんやコミュニティユニオン東海ネットワーク代表の柴田さん、全トヨタ労働組合の若月さんが日本側を代表してあいさつしたほか、他の参加者からも祝福と連帯の声があがりました。集会の後半では分会メンバーが歌やユルトンを披露し私もそれに加わり踊りました。ユルトンは日本遠征闘争で何度も披露され、相手企業の前であっても本人たちは笑顔

でそれを踊るのです。

また、解決時に会社は組合側に「社会的雇用基金」の財源として金銭を支払ったのですが、分会長は、その金銭は地域社会のため、非正規雇用労働者の雇用を支えるためなどに活用していくと説明しました。さらに、会社がなくなっても分会はそのまま組織を維持し、この基金を活用した取り組みなど地域社会のために活動を続けるとのこと。地域社会もまた、彼らの闘争に対し多大な支援をしてきたようです。私たち日本の仲間はこの闘いを通じて数多くのことを学びました。

日本の大企業は「ビジネスと人権」、「人権デューデリジェンス」といった言葉を軽々しく自社サイト上で語りますが、現実はどうでしょうか。フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会や全トヨタ労働組合をはじめ、私たちは大企業のもとで抑圧されるたくさんの労働者を目の当たりにしてきました。私たちは何をすべきか、何を变えなければならないのか、議論と行動を続ける必要があります。これからも国際的連帯を大切に、労働者の連帯・団結を広げていきましょう。

搾取はどう語られてきたか（４） 内部留保を通して考える

木村直樹

「中日」1月24日の社説「春闘スタート」は「労働側は内部留保の放出を念頭に遠慮なく要求を貫いてほしい」と書く。内部留保が500兆円台に登ったことが背景にある。その後も増え続け12月1日の財務省の発表した7月—9月期の法人企業統計では、資本金10億円以上の大企業（金融・保険業を含む全産業）の内部留保は527.7兆円と過去最大になった。

「リーマンショック」「派遣切り」の頃、「中日」（2008年12月24日）は内部留保33兆4万人削減」と報じた。この年トヨタの内部留保は13兆円を超えた。小栗崇資氏は「内部留保を雇用になぜ活用しないのか」（「赤旗」2009年2月18、19日）と書き、2009年の国民春闘共闘（東京）では「大企業は内部留保で賃上げを！」のスローガンの下、ビクトリーマップを作成して、正規、非正規の1万円賃上げの内部留保取り崩し率を載せて、非正規8万8000人、正規31万8000人に月1万円賃上げするのに内部留保の0.48%を取り崩せば可能と国公労連の試算を示した。4月12日の「東海四県自動車関連職場のつどい」で「内部留保」問題の資料が配布された。当時、内部留保は約210兆円。

小栗崇資・谷江武士氏の共著『内部留保の経営分析』（2010年）がまとまった。この中で「内部留保とは何でしょうか。経済学では、資本（企業）は資本増殖をしようとする性格をもち、企業間競争のなかで資本蓄積を行っていることを明らかにしています。この資本蓄積とは剰余価値を再び資本として用いることをいいます。これを会計学的に示したものが内部留保です。内部留保は経済学でいう資本蓄積に近似するものを表しています。内部留保とは企業が稼得した純利益を企業内部に蓄積することをいいます」さらに、「最近のリストラによる人件費の大幅な削減が行われ労働分配率が下落する

なかで、内部留保が急増する傾向にあります。内部留保の分析は、こうしたリストラによる人件費の大幅な削減による利益配分の不公平さや格差を明らかにするためにも重要になります」と付け加える。谷江氏はこの本をもとに「トヨタの内部留保と労働者」をテーマに2010年5月16日第26回トヨタシンポジウム（愛労連など主催）で講演した。その後「県内大企業の内部留保膨張と県民生活」（『岐路に立つ愛知県経済』（愛知労働問題研究所、2015年）を執筆した。

醍醐聰氏は「社会的に見て不公正な形で企業内部に留保された利益を社会に還元し、雇用と社会保障の充実のための財源として活用することを目的として、従来の法人税を補完する内部留保税を創設することには十分な正当性と有用性がある」（「会計」184-1号、2013年7月）という。醍醐氏は「株主資本に分類される「利益剰余金」とは、会社が稼得した利益を内部留保したものである。利益剰余金は、法令で処分が制限されている利益準備金と会社が任意に処分できるその他利益剰余金に区分される」（『会計学講義』第4版）とする。

2015年には小栗、谷江ほかの『内部留保の研究』が刊行され、2016年春闘提言では「「アベノミクス」を止め、政治・経済の転換を—内部留保のこれ以上のため込みを止めれば、月5.9万円の賃上げが可能」とした。3月14日の「赤旗」は「大企業利益賃金素通り増えたのは内部留保と役員報酬」と、3年で3225億円の研究開発減税も取り上げた。10月の衆院選では希望の党が公約に「内部留保課税」を掲げた。

2022年1月18日、経団連も「経営労働政策特別委員会報告」のなかで「企業は、持続的な成長に向け内部留保の有効活用を進めるとともに、その必要性がステークホルダーを中心

に正しく理解されるように引き続き努めていく」と打ち出した。そして2023年の報告では「企業がリスクに備えつつ、安定的に運営を行っていく上で、一定水準の内部留保や手元資金の保有は不可欠である。これは、企業にとって大事なステークホルダーである社員の雇用維持・安定にも資するものである。同時に、将来への投資の原資となる内部留保は極めて重要である」とする。前年にはなく従業員、労働者を意識した。水野誠一氏（元西武百貨店社長）など財界人のなかに共産党の内部留保税を年2%2兆円の5年分10兆円を賃上げ、最賃1500円、中小企業支援さらにグリーン投資の提案に賛同する人も出た。

また内部留保課税は二重課税ではないかと異論も出たが、財務省は「二重課税」の定義はないという。問題発言の多い麻生副総理、元財務相（生コン議員連盟会長）も、2009年1月9日、「内部留保」を雇用確保に活用する必要性を認めて以来、2013年3月1日の閣議後の記者会見で「企業の内部留保は200兆円という大きな数字になっており、その一部を従業員への給与や設備投資に充てるべきだ」と発言した。

有価証券報告書や貸借対照表には登場しない「内部留保」という言葉はいつ使われるようになったのか。愛知では「大企業黒書」運動（1981年）で東レの7年間で4割以上の人員削減と319億円の内部留増、トヨタは内部留保で1兆500億円越え売上高、利益が日本一、新日鐵の内部留保は6032億円、10年で4倍になったと指摘した。1982年3月時点で全企業の内部留保は83兆818億円という。そのうち大企業の内部留保は39兆9683億円になった。1995年の愛労連井上利雄、愛商連太田義郎、愛知争議団三枝豊明の各氏は豊田達郎トヨタ社長宛要請書に内部留保4兆1779億円を記した。

土生芳人『大恐慌とニューディール財政』（1989年）によると、アメリカの場合、ニューディール政策で1936年に「内部留保税」（留保利潤税）が新設されたが、1937

年の再びの恐慌のせい1938年には軽減され1939年には廃止された経緯がある。

戦後の経団連は「企業会計からみた資本蓄積の実情と問題点」（「経済連合」1950年11月）を報告した。1962年の商法改正を経て第一次大戦以前からドイツなどで慣行だった「秘密積立金」は禁止された背景もあった。一方、『労働組合の経営分析』（1971年）で山口孝氏は「企業が利益を隠蔽する重要な方法は、引当金制度の”利用”であった。この引当金は、好調な企業ほど、その比重を高めている。どのような性質の引当金がどれだけ設定されているかを明らかにすることは重要である。そして最後に、剰余金という、公表された利益留保部分（搾取部分）の比重が問題とされなければならない。この比重が大きくなることは、会社の利益が追加資本として集積されたことを意味する。とくにこの剰余金部分については、借入金のように利子を払う必要もなく、資本金のように配当金を払う必要もない・・・こうした搾取の結果えられた剰余金や利益性引当金が大きい会社ほど財務的に健全な会社といわれている」と「搾取」と「資本蓄積」の関係を指摘した。『経営分析と労働組合』（新版、1975年）では角瀬保雄氏が「毎期の利益のうちから配当などのかたちで社外に流出した部分をさし引いた残りが内部留保として企業内に蓄積され、資本として再投下される。日本経済のいわゆる「高度成長」の過程で蓄積された内部留保は、利益の積立て部分として表示されているものばかりでなく、引当金等のかたちをとって隠されたもの、土地や株などの含み利益をあわせると、膨大な金額になる・・・われわれは搾取関係を一般的・抽象的に理解することにとどまってはならず、「近代的」な搾取の諸形態であるこれら「合理化」方策のはたしている役割について具体的・現実的に明らかにしていくことがとくに重要」と主張する。私は「搾取」の視点から6月にあったスタンダード上場のある中小企業の株主総会で「内部留保」の活用と役員報酬の公開と株主総会での決定を提案した。

※ 告知欄 ※

大阪府警本部前 元旦抗議行動

日時：1 / 1 10:00～

主催：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

パレスチナに平和を！日本政府は完全停戦を求めよ！集会・デモ

日時：1 / 7 17:30～

場所：久屋大通公園 光の広場

日韓市民行進あいち報告会&記念講演会

日時：1 / 15 18:30～

場所：イーブルなごや視聴覚室

YouTube 配信 <https://qr.paps.jp/GbLIW>

こんな政治でいいのか！ 自民党政治を終わらせよう

日時：1 / 19 18:30～

場所：久屋大通公園 光の広場

老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

日時：3 / 5 10:30~高浜原発1.2号機 口頭弁論/14:30~美浜原発3号機口頭弁論

場所：名古屋地方裁判所

ユニオンと連帯する市民の会

第17回総会

日時：3月29日（金） 18:00～

場所：市民活動推進センター 集会室

編集後記

今回も編集疲れしました。この間、毎週のように集会やデモに参加することとなり、商売に身が入らず厳しいのです。ああ、店が（泣）。そのくせ酒量は増えるばかりで、、、。

紙媒体の編集のみならず、最近はビデオの撮影・編集にも手を出してしまい、時間と金が飛ぶように無くなっていくのだが、全く実入りにならないのはどういうことだ（怒）。

まあ、愚痴を言っても仕方がない。この年の瀬に生活に困っている人たちのことを思えば酒を吞んでクダを巻けるだけでも幸せというものです。来年こそはなんとか、、、（楽人）

■□ 事務局連絡先 □■

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax) : 052-883-6966(6983)

メール : sf17wtkq@tg.commuja.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部100円

本年度の会費・カンパ
の振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号：00820-7-169123